

資料 1

真亀川流域懇談会規約（案）

流域懇談会等の規約改正の概要について

これまで県内に15の流域懇談会を設置し、河川整備計画を策定や河川事業の事業評価等を行なうときに、学識経験者、河川利用者、関係住民及び関係市町村長の意見を聞きながら河川事業を進めてきました。

一方、県の組織体制適正化の一環として、行政のスリム化、事務負担の軽減、会議開催のコスト抑制という観点から、審議会等の見直しに取り組んでおり、「附属機関の設置及び運営等に関する指針」（平成25年3月一部改正）に照らし、県が設置してきた各種審議会等を条例に基づく附属機関とするものと、附属機関の性質を有していないものとに整理することになりました。

これを受け、道路事業等の事業評価を実施してきた千葉県県土整備部所管公共事業評価監視委員会については、条例に基づく附属機関とすることとし、平成25年7月の千葉県行政組織条例の一部改正により、千葉県県土整備公共事業評価審議会を設置、これまで流域懇談会等で実施していた河川事業等の事業評価についても、評価審議会で実施することとなりました。

これにより、流域懇談会等は、意見交換、意見聴取、懇談等の場であることから、附属機関の性質を有しないものとし、その運営を行うための規約改正をすることとしました。

◆主な修正事項

◇ 目的の変更

- ・ 事業評価を削除
- ・ 附属機関の性質を有しないことの明示

◇ 会議の運営について

- ・ 委員への委嘱は行なわない（委嘱→依頼）
- ・ 招集する者の変更（座長等又は千葉県知事→千葉県知事）
- ・ 委員の任期を「原則として依頼を承諾した日から当該年度末まで」に変更
- ・ 運営に関し必要な事項を定める者の変更（懇談会等→千葉県知事）

真亀川流域懇談会規約

(名称)

第1条 本会は、真亀川流域懇談会(以下「懇談会」という。)と称する。

(目的)

第2条 懇談会は、河川管理者である千葉県知事が、河川法第16条の2に規定する河川整備計画を策定又は変更する場合等に、学識経験者、河川利用者、関係住民及び関係市町長の意見を聴く場として設置するものである。

なお、懇談会は地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関の性質を有しない。

(懇談会及び座長の職務)

第3条 懇談会は、別表1に掲げる学識経験者、河川利用者、関係住民及び関係市町長から構成される委員をもって組織する。

2 懇談会には、別表2に掲げる特定の専門分野の学識経験者からなる専門委員を置くものとし、必要に応じ懇談会への参加を求めることができる。

3 懇談会は、前項の規定にかかわらず、必要と認める者から意見を聴くことができる。

4 委員は、千葉県知事が依頼する。

5 懇談会には座長を置き、河川管理者が指名する学識経験者がその職務を行う。

6 座長は、懇談会を代表し、会務を総括する。

7 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代行する。

8 委員の任期は原則として依頼を承諾した日から当該年度末までとし、再任を妨げない。

(懇談会の招集)

第4条 懇談会は、千葉県知事を代行し、千葉県山武土木事務所長が招集する。

(ワーキンググループ)

第5条 懇談会の円滑な運営を図るためワーキンググループを置く。

2 ワーキンググループは、別表3に掲げる者をもって組織する。

3 ワーキンググループは、河川管理者が実施する住民アンケートや資料公開等に対し、必要な措置を講ずる。

(事務局)

第6条 懇談会の事務局を千葉県山武土木事務所に置く。

(懇談会の公開)

第7条 懇談会の傍聴については、千葉県県土整備部が別途定める要領による。

(その他)

第8条 この規定に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は千葉県知事が定める。

第9条 この規約が効力を有するのは、平成29年3月31日までとする。

(附則)

平成13年11月13日 施行
平成15年 7月 3日 改正
平成16年11月22日 改正
平成24年 4月 1日 改正
平成25年 1月 1日 改正
平成26年 4月 1日 改正

別表1 真亀川流域懇談会 委員

区 分	人 数
学 識 経 験 者	1 名
河 川 利 用 者	2 名以内
関 係 住 民	3 名以内
関 係 市 町 長	5 名以内
合 計	1 1 名以内

別表2 真亀川流域懇談会 専門委員

区 分	人 数
学 識 経 験 者	3 名以内

別表 3 真亀川流域懇談会 ワーキンググループ

幹事長	千葉県山武土木事務所	次 長
ワーキング グループ	千葉県県土整備部河川整備課	副 課 長
	千葉県県土整備部河川環境課	副 課 長
	千葉県印旛土木事務所	関係課長
	東金市	関係課長
	八街市	関係課長
	山武市	関係課長
	大網白里市	関係課長
	九十九里町	関係課長
	両総土地改良区東金出張所	所 長
	両総土地改良区真亀川運営協議会	会 長
事務局	千葉県山武土木事務所	関 係 課

真亀川流域懇談会規約 新旧対照表

改 正 後	現 行
(名称) 真亀川流域懇談会規約 第1条 本会は、真亀川流域懇談会(以下「懇談会」という。)と称する。 (目的) 第2条 懇談会は、河川管理者である千葉県知事が、<u>河川法第16条の2</u>に規定する河川整備計画を策定又は変更する場合等に、<u>学識経験者、河川利用者、関係住民及び関係市町長の意見を聴く場として設置するものである。</u> <u>なお、懇談会は地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき付属機関の性質を有しない。</u> (懇談会及び座長の職務) 第3条 懇談会は、別表1に掲げる学識経験者、河川利用者、関係住民及び関係市町長から構成される委員をもって組織する。 2 懇談会には、別表2に掲げる特定の専門分野の学識経験者からなる専門委員を置くものとし、必要に応じ懇談会への参加を求めることができる。 3 懇談会は、前項の規定にかかわらず、必要と認める者から意見を聴くことができる。 4 委員は、千葉県知事が<u>依頼</u>する。 5 懇談会には座長を置き、河川管理者が指名する学識経験者とその職務を行う。 6 座長は、懇談会を代表し、会務を総括する。 7 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代行する。 8 委員の任期は<u>原則として依頼を承諾した日から当該年度末までとし、再任</u>	(名称) 真亀川流域懇談会規約 第1条 本会は、真亀川流域懇談会(以下「懇談会」という。)と称する。 (目的) 第2条 懇談会は、河川管理者である千葉県知事が、<u>河川法第16条の2に規定する河川整備計画を策定又は変更する場合、及び河川整備計画に基づく河川事業実施のための事業評価等を行うときに、学識経験者、河川利用者、関係住民及び関係市町長の意見を聴く場として設置するものである。</u> <u>河川管理者は、懇談会での意見を尊重するものとする。</u> (懇談会及び座長の職務) 第3条 懇談会は、別表1に掲げる学識経験者、河川利用者、関係住民及び関係市町長から構成される委員をもって組織する。 2 懇談会には、別表2に掲げる特定の専門分野の学識経験者からなる専門委員を置くものとし、必要に応じ懇談会への参加を求めることができる。 3 懇談会は、前項の規定にかかわらず、必要と認める者から意見を聴くことができる。 4 委員は、千葉県知事が<u>委嘱</u>する。 5 懇談会には座長を置き、河川管理者が指名する学識経験者とその職務を行う。 6 座長は、懇談会を代表し、会務を総括する。 7 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代行する。 8 委員の任期は<u>2年とし、再任を妨げない。</u>

を妨げない。 9 (削除) (懇談会の招集) 第4条 懇談会は、千葉県知事を代行し、千葉県山武土木事務所長が招集する。 (ワーキンググループ) 第5条 懇談会の円滑な運営を図るためワーキンググループを置く。 2 ワーキンググループは、別表3 に掲げる者をもって組織する。 3 ワーキンググループは、河川管理者が実施する住民アンケートや資料公開等に対し、必要な措置を講ずる。 (事務局) 第6条 懇談会の事務局を千葉県山武土木事務所に置く。 (懇談会の公開) 第7条 懇談会の傍聴については、千葉県県土整備部が別途定める要領による。 (その他) 第8条 この規定に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は<u>千葉県知事</u>が定める。 第9条 この規約が効力を有するのは、平成29年3月31日までとする。 (附則) <table><tr><td>平成13年11月13日</td><td>施行</td></tr><tr><td>平成15年7月3日</td><td>改正</td></tr><tr><td>平成16年11月22日</td><td>改正</td></tr><tr><td>平成24年4月1日</td><td>改正</td></tr><tr><td>平成25年1月1日</td><td>改正</td></tr></table>	平成13年11月13日	施行	平成15年7月3日	改正	平成16年11月22日	改正	平成24年4月1日	改正	平成25年1月1日	改正	なお、異動及び役員の改選等に伴い変更が生じた場合は、後任者の任期は前任者の残任期間とする。 9 座長は、懇談会において事業評価についての審議を実施した場合、審議結果を少数意見も含めて取りまとめ、意見を提出するものとする。 (懇談会の招集) 第4条 懇談会は、座長又は千葉県知事を代行し、千葉県山武土木事務所長が招集する。 (ワーキンググループ) 第5条 懇談会の円滑な運営を図るためワーキンググループを置く。 2 ワーキンググループは、別表3 に掲げる者をもって組織する。 3 ワーキンググループは、河川管理者が実施する住民アンケートや資料公開等に対し、必要な措置を講ずる。 (事務局) 第6条 懇談会の事務局を千葉県山武土木事務所に置く。 (懇談会の公開) 第7条 懇談会の傍聴については、千葉県県土整備部が別途定める要領による。 (その他) 第8条 この規定に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は<u>懇談会</u>が定める。 第9条 この規約が効力を有するのは、平成29年3月31日までとする。 (附則) <table><tr><td>平成13年11月13日</td><td>施行</td></tr><tr><td>平成15年7月3日</td><td>改正</td></tr><tr><td>平成16年11月22日</td><td>改正</td></tr><tr><td>平成24年4月1日</td><td>改正</td></tr><tr><td>平成25年1月1日</td><td>改正</td></tr></table>	平成13年11月13日	施行	平成15年7月3日	改正	平成16年11月22日	改正	平成24年4月1日	改正	平成25年1月1日	改正
平成13年11月13日	施行																				
平成15年7月3日	改正																				
平成16年11月22日	改正																				
平成24年4月1日	改正																				
平成25年1月1日	改正																				
平成13年11月13日	施行																				
平成15年7月3日	改正																				
平成16年11月22日	改正																				
平成24年4月1日	改正																				
平成25年1月1日	改正																				

別表1 真亀川流域懇談会 委員

区 分	人 数
学 識 経 験 者	1 名
河 川 利 用 者	2 名以内
関 係 住 民	3 名以内
関 係 市 町 長	5 名以内
合 計	1 1 名以内

別表2 真亀川流域懇談会 専門委員

区 分	人 数
学 識 経 験 者	3 名以内

別表1 真亀川流域懇談会 委員

区 分	人 数
学 識 経 験 者	1 名
河 川 利 用 者	2 名以内
関 係 住 民	3 名以内
関 係 市 町 長	5 名以内
合 計	1 1 名以内

別表2 真亀川流域懇談会 専門委員

区 分	人 数
学 識 経 験 者	3 名以内

別表3 真亀川流域懇談会 ワーキンググループ

幹事長	千葉県山武土木事務所	次 長
ワーキンググループ	千葉県県土整備部河川整備課	副 課 長
	千葉県県土整備部河川環境課	副 課 長
	千葉県印旛土木事務所	関係課長
	東金市	関係課長
	八街市	関係課長
	山武市	関係課長
	大網白里市	関係課長
	九十九里町	関係課長
	両総土地改良区東金出張所	所 長
	両総土地改良区真亀川運営協議会	会 長
事務局	千葉県山武土木事務所	関 係 課

別表3 真亀川流域懇談会 ワーキンググループ

幹事長	千葉県山武土木事務所	次 長
ワーキンググループ	千葉県県土整備部河川整備課	関係室長
	千葉県県土整備部河川環境課	関係室長
	千葉県印旛土木事務所	関係課長
	東金市	関係課長
	八街市	関係課長
	山武市	関係課長
	大網白里市	関係課長
	九十九里町	関係課長
	両総土地改良区東金出張所	所 長
	両総土地改良区真亀川運営協議会	会 長
事務局	千葉県山武土木事務所	関 係 課